

MOOMIN.JP (JP2019-0001) の件 ～紛争解決手続と国税差押え

2020年9月23日

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
弁護士 ト部 晃史

1. 事案の概要

- ・ JPドメイン名「MOOMIN.JP」について、ドメイン名の移転を求める紛争の継続中に国税が登録者への滞納処分としての差押えを行った事案
- ・ 最終的にドメイン名紛争では申立てが棄却されたため、国税による換価等が行われた。

1. 事案の概要



2. 事実経過

(1) 申立ての背景

申立人側

- 2002年11月1日：ムーミン・キャラクターズ・オサク・ユキチュア・リミテッド（申立人）が「MOOMIN/ムーミン」の商標登録（出願日は1998年12月2日）
- 2014年12月10日：申立人が「MOOMIN」を国際商標登録（出願日は2014年12月4日）
- 2015年3月14日：申立人が「moomin.co.jp」のドメイン名を取得

2. 事実経過

(1) 申立ての背景

登録者側

■2002年6月30日頃：株式会社A社（登録者）が
「moomin.jp」のドメイン名（本件ドメイン名）を取得

2. 事実経過

(2) 本件紛争及び国税差押えの時系列

- 2019年1月29日：申立人がJIPACに本件ドメイン名の移転を求める申立て提起
- 2019年2月27日：国税が登録者への滞納処分としてJPRSに対して本件ドメイン名の差押え通知を送付（債権の差押え）
- 2019年3月18日：一旦上記債権差押えを解除し、無体財産権としての差押えを実施（第三債務者等のある無体財産権）
- 2019年3月28日：パネルは申立人による本件申立てを棄却

3. 論点

(1) 国税の差押えの法的性質

～第三債務者に対して処分禁止効はどこまで及ぶのか？

関連論点

(2) JPドメイン名の財産権としての性質

(3) 第三者の国税に対する異議手続

3. 論点

(1) 国税の差押えの法的性質～第三債務者に対して処分禁止効はどこまで及ぶのか？

①考えられる差押えの効果：

- ・差押えを受けた登録者が当該JPドメイン名を第三者に譲渡等することをJPRSとして認めないこと
- ・国税がJPドメイン名の換価を行うにあたって必要な協力を行うこと

⇒JPドメイン名紛争に基づく名義の書換え等に処分禁止効が及ぶのか？

3. 論点

(1) 国税の差押えの法的性質～第三債務者に対して処分禁止効はどこまで及ぶのか？

処分禁止効が及ばない場合：手続を続行し、ドメイン名の名義の書換を行うことに特に問題はないと考えられる。

処分禁止効が及ぶ場合：ドメイン名の名義を申立人側に書き換えてしまった場合、国税から損害賠償請求等を受ける可能性があると考えられる。

3. 論点

②双方の見解の根拠

处分禁止効が及ばないとする考え方の論拠：

- (i) JPドメイン名自体が紛争処理手続に基づく移転等の制約を受ける権利であり、差押え手続もその内在的な制約に服すること。
- (ii) JPRSは契約・規約上JPドメイン名に関して申立人への移転を認める裁定が出た場合には移転する義務を負うこと。
- (iii) JPRSはJIPACとは別組織であり、差押えの通知を受けたからといって紛争解決手続を停止等する権限を有さず、また個人情報保護等の観点からJIPACへの情報共有も困難であること。

3. 論点

②双方の見解の根拠

処分禁止効が及ばないとする考え方の論拠：

- (iv) 申立人への移転を認める裁定が出た場合、JPRSから見た当該ドメイン名を使用する権限を有する正当な権利者は、元の登録者ではなく申立人となること。
- (v) 第三債務者に対する差押えの効力は限定的に考えられるべきこと。

3. 論点

②双方の見解の根拠

处分禁止効が及ぶとする考え方の論拠：

- (i) JPドメイン名は経済実態としては売買の対象とされる財産権としての性質を有しており、国税の手続関与等もないまま権利者の変更を行うことを可能とするような規約等の効力は限定的に考えられるべきこと。
- (ii) JPドメイン名の差押えを受けた元の登録者は紛争処理手続において争うインセンティブをなくす可能性が高い中、紛争処理手続に基づく権利者の変更が当然に認められてしまうと、差押債権者が不当な不利益を被ることとなること。
- (iii) 申立人はもともと当該ドメイン名に対して契約上の権利等を有する主体ではないこと。

3. 論点

②双方の見解の根拠

处分禁止効が及ぶとする考え方の論拠：

- (iv) 仮に申立人がドメイン名に対する権利者に準ずる立場にあるとしても、申立人との関係では国税は善意の第三者であって民法第94条第2項等の類推適用の余地があること。
- (v) JPドメイン名紛争は迅速さを主眼とした簡略な権利者移転手続であり、既判力や公的に権利者を確定する権能を有するものではないこと。
- (vi) 差押えへの協力は公法上の義務であり、JPRSが契約・規約上負う債務はそれにより必要な制約を受けること。

3. 論点

②双方の見解の根拠

上記論拠の採否如何によつては、国税によるドメイン名差押えのタイミングによつても帰結が異なり得る？

考えられるタイミング：JPドメイン名紛争の

(i)申立ての前

(ii)申立後裁定の確定前（本件）

(iii)裁定の確定後実施前

(iv)裁定の実施後

3. 論点

③今後の類似案件事件のために考えられる対応

処分禁止効が及ばないという考え方を採用する場合：

特に何らかの対応をする必要はないと思われる。

※結果的に差押えを空振りさせる結果となった場合には、国税側と訴訟等争いになる可能性が相当程度あると思われる。

3. 論点

③今後の類似案件事件のために考えられる対応

処分禁止効が及ぶという考え方を採用する場合：

以下のいずれかの対応となると考えられる。

①進行中の紛争解決手続を停止

②手続そのものは進行させるがドメイン名の移転を命じる裁定が出た場合にその執行を行わない

③差押債権者に一定の手続参加権を認める

→いずれの対応を行う場合でも、その根拠となるような規律を規則中に導入する必要があると考えられる。

3. 論点

関連論点：

(2) JPドメイン名の財産権としての性質

ドメイン名の登録者は、「当該ドメイン名について管理権限の委任を受けた状態」 (<https://www.nic.ad.jp/ja/dom/registration.html>)

…契約上はドメイン名登録者はJPRSに対して債権的な権利のみ

国税による差押えとの関係では、取り立てのできない債権は「無体財産権等」の一種として扱われる

→JPRSから登録者に対する金銭の支払いが発生しないJPドメイン名の差押えの場合も同様と考えられる。

3. 論点

(2) JPドメイン名の財産権としての性質

国税徴収法

第54条第2号

債権（電話加入権、賃借権、第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

3. 論点

(2) JPドメイン名の財産権としての性質

国税徴収法

第72条第1項

前三款の規定の適用を受けない財産（以下「無体財産権等」という。）のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行う。

第73条第1項

無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産…の差押えは、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

3. 論点

関連論点

(3) 第三者の国税に対する異議手続

国税通則法に基づく不服申立て手続（国税通則法第75条）

- 税務署長等に対する再調査の請求
- 国税不服審判所に対する審査請求

「国税に関する法律に基づく処分によって直接自己の権利又は法律上の利益を侵害された者」に適格：第三者でも申立ての余地有
⇒ ドメイン名紛争の申立人はこの要件に当たるか？

※取消訴訟については不服申立て前置（国税通則法第115条第1項）

ご清聴ありがとうございました！